

公 告

め続けた。

そして、結局、懲戒請求者から源泉徴収票の提出を拒絶された被懲戒者は、同月20日、懲戒請求者に電話して、もし被懲戒者の説明が虚偽でなかったら謝罪してほしい等と言った。

被懲戒者の上記行為は、税務上の必要性について調査・検討が不十分であったことから判断を誤り、本来不要な源泉徴収票を不当に要求したと評価され、法令及び事実関係の調査義務（弁護士職務基本規程第37条第1項・第2項）に違反するものであり、さらに自己のそのような行為に対して謝罪を要求した点は、不適切な対応であったと言え、弁護士として品位を失うべき非行に該当する。

- 4 処分の効力の生じた日  
2007年3月12日

2007年6月1日  
日本弁護士連合会

公 告

千葉県弁護士会がなした懲戒の処分について、同会から以下のとおり通知を受けたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第3条第1号の規定により公告する。

記

- 1 懲戒を受けた弁護士  
氏 名 佐 伯 幸 男  
登録番号 10836  
事務所 千葉県匝瑳市八日市場イ  
2608 佐伯幸男法律事務所

- 2 懲戒の種別 戒 告

- 3 処分の理由の要旨

被懲戒者は、2003年2月10日、交通事故に関して、運転者であった懲戒請求者及び同乗者Aの両名の代理人として、事故の相手方Bに対する損害賠償請求訴訟を提起し、懲戒請求者から着手金として30万円を受け取った。その後、懲戒請求者とAとが利益相反することに気づき、懲戒請求者に何も告げずにその代理人を辞任し、着手金の清算をしなかった。

被懲戒者は、上記AのBに対する損害賠償請求訴訟を取り下げ、2004年4月7日、同一事故についてAの代理人として、懲戒請求者及びBを被告とする損害賠償請求訴訟を提起した。

上記の被懲戒者の行為のうち前段の行為は、廃止前の弁護士倫理第40条に、後段の行為は、弁護士法第25条第2号、廃止前の弁護士倫理第26条第1号に違反し、弁護士法第56条第1項に定める品位を失うべき非行に当たる。

- 4 処分の効力の生じた日  
2007年3月14日

2007年6月1日  
日本弁護士連合会

公告

公 告

愛知県弁護士会がなした懲戒の処分について、同会から以下のとおり通知を受けたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第3条第1号の規定により公告する。

記

1 懲戒を受けた弁護士  
氏 名 鈴木 顯 藏  
登録番号 15064  
事務所 愛知県名古屋市東区白壁1-45 白壁ビル508 鈴木顯藏法律事務所

2 懲戒の種別 業務停止2月

3 処分の理由の要旨

被懲戒者は、2003年6月12日、Aを売主とし、懲戒請求者を買主とするゴルフ場の不動産等の売買契約の締結に際し、Aの依頼を受けて契約書の作成に関与したものであるが、懲戒請求者が契約どおりに代金を支払わなかったのでAの代理人として売買代金の回収に関し事件処理を継続していたにもかかわらず、懲戒請求者の従業員として本件ゴルフ場の運営を任されていた者であって、実質的には債権回収の相手方たる懲戒請求者と同視することができるBに対し、自己の関係会社の資金繰りのための資金提供を依頼し、同年7月1日、Bから金500万円の貸付けを受けた。

その後、被懲戒者は、懲戒請求者から別件で調査業務等を受任したが、引き続きBらに対して自己の関係会社への資金協力を働きかけ、同月31日、懲戒請求者から、名目はともかくとして、実質的には多額に過ぎて上記調査業務等の弁護士費用と認めることのできない金500万円の支払いを受けた。

被懲戒者の上記の行為は、いずれも事件の相手方に対する利益供与の要求及びその收受を禁じる弁護士法第26条に違反するものであり、このような行為は弁護士として

の職務の公正を害するものであるから弁護士法第56条の品位を失うべき非行に該当する。

4 処分の効力の生じた日

2007年5月8日

2007年8月1日

日本弁護士連合会